

(参考)

・まちづくり月間の趣旨

住民の積極的な参画のもとに創意と工夫を活かしたまちづくりを推進することを目的として、昭和 58 年から毎年 6 月を「まちづくり月間」と定め、様々な広報活動や行事の開催等を通じて、まちづくりに関する啓発活動を幅広く実施しております。

※昭和 43 年 6 月 15 日に現在のまちづくりの根幹となる「新都市計画法」及び「改正建築基準法」公布されたことから 6 月としています。

・まちづくり月間のテーマ

まちづくりのキーポイントとなるのは「人」であり、熱心な方々がどれだけ積極的に参画するかにより、その成功は左右されます。地方公共団体、地域の住民、地権者、民間事業者、まちづくりの専門家等、地域のまちづくりの担い手がそれぞれの立場から参画し、ハード・ソフトの両面から、まちづくりやまちおこしに資する地域活動に努めることが、地域の活性化つながります。また、国はそういった取組みを支援する必要があります。そのため、まちづくりの担い手を育成し、こうしたまちづくりの担い手による地域住民等の発意によるまちづくり・まちおこしを推進するため、「地域が担うまちづくり・まちおこし」のテーマのもと、まちづくりに関する理解を深めてまいります。